

陸貨災防発第 42 号

令和 7 年 3 月 14 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
都道府県支部長 様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
会 長 齋 藤 充
(公 印 省 略)

厚生労働省認定「陸災防フォークリフト荷役技能検定」について

陸災防では、フォークリフト運転者の安全な荷役作業の向上及び意識付けを図り、もって荷役作業の労働災害防止を推進することを目的とした「フォークリフト荷役技能検定」を平成 27 年度から実施してきました。

同検定は、令和 7 年 3 月 11 日に、別添認定書のとおり、厚生労働省の「団体等検定」に認定されましたので通知します。

これに伴い、令和 7 年度以降は「陸災防フォークリフト荷役技能検定」として運用することとなります。

なお、厚生労働省認定により検定試験内容の変更等はありませんので、申し添えます。

団体等検定認定証

認定番号団第2号

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

会長 齋藤 充 殿

令和7年1月23日付けで申請のあった陸災防
フォークリフト荷役技能検定については職業能
力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24
号）第71条の2第1項の規定に基づき下記のと
おりこれを認定する。

令和7年3月11日

厚生労働大臣

福岡

資 磨



記

- | | | |
|---|------------|------------------|
| 1 | 認定事業主等の名称 | 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 |
| 2 | 認定事業主等の所在地 | 東京都港区芝 5-35-2 |
| 3 | 団体検定の名称 | 陸災防フォークリフト荷役技能検定 |
| 4 | 団体検定の対象職種 | フォークリフト荷役 |

厚生労働省認定 職業能力検定について

NEW

新たに「団体等検定制度」を創設しました!



従来の社内検定認定制度は、個々の企業や団体が、そこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。一方、団体等検定制度は、雇用する労働者以外の方(求職者、学生、フリーランス等)も受検対象者となるものです。当制度を人材開発のためにご活用ください。

職業能力評価制度の概要

NEW

	技能検定	団体等検定	認定社内検定
概要	厚生労働大臣が、労働者の技能を検定し、これを公証する制度(技能士)	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定 (国家資格ではない)	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定 (国家資格ではない)
実施機関	都道府県又は民間団体	民間団体・個別企業	民間団体・個別企業
対象技能	・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種 (概ね年間1000人以上)	地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象	個別企業、団体において先進的・特有の技能
対象者	実施機関の雇用労働者以外も対象 	実施機関の雇用労働者以外も対象	実施機関の雇用労働者のみが対象 (団体が実施する場合には会員企業の労働者)
評価方法	・学科試験+実技試験により評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級 		

陸災技発第3号
令和7年3月14日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部事務局長様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
技術管理部長

厚生労働省認定「陸災防フォークリフト荷役技能検定」について

標記については、令和7年3月14日付け陸貨災防発第42号をもって会長から各支部長あて通知されたところですが、陸災防フォークリフト荷役技能検定の詳細は下記のとおりですので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

第1 厚生労働省の「団体等検定」について

厚生労働省の「団体等検定」とは、厚生労働省が運用する「職業能力評価制度」（別添1）の一つであり、令和6年3月に新設された。

「団体等検定」は、国が労働者個人の技能を検定して、その方の技能レベルを国が公証する「技能検定」とは異なり、検定の枠組みを厚生労働大臣が認定するものである。また、検定の受検は、陸災防会員でなくても可能である。

厚生労働省の認定を受けたことにより、制度の広報等に際して「厚生労働省認定」と表記できるだけでなく、検定の合格を目指す社内訓練のうち要件を満たすものの訓練費用の一部が助成されるなど、フォークリフト運転の技能向上を強く後押しできることとなった。

また、検定制度に対する対外的な信頼度が高まり、検定合格者の処遇改善や顧客からの信頼確保につながることも強く期待される。

第2 陸災防フォークリフト荷役技能検定について

陸災防フォークリフト荷役技能検定の概要は以下とおりである。詳細については、実務必携WEBに格納されている「陸災防フォークリフト荷役技能検定規程」を参照さ

りたい。

1 技能検定の名称

陸災防フォークリフト荷役技能検定

2 職種及び作業

フォークリフト荷役

カウンターバランスフォークリフト荷役作業

リーチフォークリフト荷役作業

3 等級及び技能の程度

1級：フォークリフト運転技能講習修了後5年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者を標準とし、安全、正確、迅速な荷役作業の高度な技能を有すると認められる者

2級：フォークリフト運転技能講習修了後3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者を標準とし、安全、正確、迅速な荷役作業の基本の技能を有すると認められる者

4 受検資格

1級：① 2級検定合格後、2年以上の従事経験を有する者

② 陸災防が主催する全国フォークリフト運転競技大会で一定以上の成績を収め、フォークリフト荷役技能検定認定1級実技合格者とされた者

2級：フォークリフト運転技能講習修了後、2年以上の従事経験を有する者

5 試験科目及び配点

		1級	2級
学科 試験		正誤方式 50問 試験時間 40分 【配点 300点】	正誤方式 50問 試験時間 40分 【配点 300点】
実技 試験	点検 試験	作業開始前点検項目の各項目について、所定の方法で点検を行い、あらかじめ	作業開始前点検項目の各項目について、所定の方法で点検を行う。

	<p>じめ設定した不具合個所を発見し、その都度不具合個所を報告する。</p> <p>[試験時間]</p> <p>5分00秒 (カウンターバランス作業)</p> <p>4分00秒 (リーチ作業)</p> <p>【配点 100点】</p>	<p>[試験時間]</p> <p>6分00秒 (カウンターバランス作業)</p> <p>5分00秒 (リーチ作業)</p> <p>【配点 200点】</p>
運 転 試 験	<p>最大荷重2トン以上のフォークリフトにより、運転試験操作手順に基づき、所定の運転試験コースを走行する。</p> <p>[試験時間]</p> <p>5分00秒 (カウンターバランス作業)</p> <p>4分30秒 (リーチ作業)</p> <p>【配点 600点】</p>	<p>最大荷重1トン～1.5トンのフォークリフトにより、運転試験操作手順に基づき、所定の運転試験コースを走行する。</p> <p>[試験時間]</p> <p>5分30秒 (カウンターバランス作業)</p> <p>5分00秒 (リーチ作業)</p> <p>【配点 500点】</p>

6 合格基準

学科試験：得点が満点の80%以上であれば合格

実技試験：以下の全てを満たせば合格

点検試験と運転試験の合計得点が 満点の80%以上

点検試験の得点が満点の60%以上

運転試験の得点が満点の60%以上

学科試験又は実技試験のいずれかのみが合格基準に達した者（一部合格者）は、当該試験実施年度を含む3年度間に実施される技能検定において、当該合格した試験科目について受検を免除する。

7 全国フォークリフト運転競技大会成績優秀者の特例

陸災防が主催する全国フォークリフト運転競技大会における点検競技及び運転競技で一定以上の成績を収めた者は、技能検定認定1級実技試験合格者相当と認定され、当該年度を含む3年間は検定1級実技試験の受検が免除される。

8 手数料

今般の認定に際し、新たに受検手数料の非会員価格を設定した。会員価格は、これまでと同額である。

	会員	非会員
学科試験受検手数料（1級・2級）	5,000円	6,000円
実技試験受検手数料（1級）	25,000円	30,000円
実技試験受検手数料（2級）	20,000円	24,000円
技能検定合格証、一部合格証 書替・再交付手数料	3,000円	3,000円

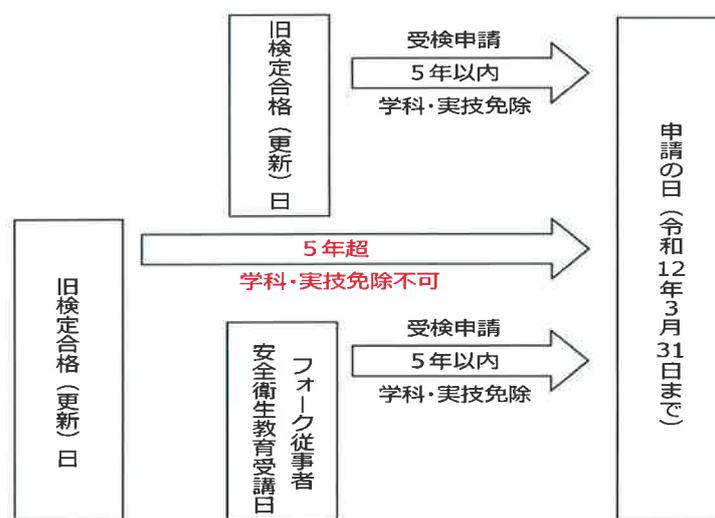
9 令和6年度までに技能検定に合格した者の取扱い

令和6年度までに認定前の技能検定（以下「旧検定」という。）に合格した者のうち、次のいずれかに該当するものは、令和11年度末までに旧検定合格者受検申請書（別添2）により、随時、当協会本部あて申請することにより、「陸災防フォークリフト荷役技能検定」の該当する等級の検定に係る学科試験及び実技試験を免除し、新合格証（別添3）及び下記第3の陸災防フォークリフト荷役技能検定1級及び2級証明書を交付する。

- ① 申請の日前5か年以内に旧検定に合格（更新を含む）した者
- ② 申請の日前5か年以内にフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育を受講した者

また、旧検定の学科試験又は実技試験のいずれかに合格した者は、当該年度を含む3年度間に実施される技能検定において、合格した試験科目の受検を免除する。

令和6年度までに合格した者の取扱いフロー図



10 合格者の社会的評価の向上のための取組

- (1) 本検定1級、2級に合格した者は、法令で定める運転技能講習受講により得られる基本的な知識・技能に加え、より実践的な技能として適切な安全確認、正確、かつ迅速な荷役運搬操作技能を有することが担保された者である。そのため、フォークリフト作業における事故リスク減少に優位性を持つフォークリフト運転者として、業界での活躍と処遇改善が期待できる。

陸災防としても、検定合格者の技能レベルの高さが顧客からの信頼獲得につながり、また、社内におけるフォークリフト荷役技能向上にも寄与する旨を会員事業者はもとより荷主協議会などを通じて荷主企業にもアピールしていくこととする。

- (2) 1級合格者については、フォークリフト運転業務従事者向けのインストラクター養成講座を今後予定しており、当該講座を受講することにより、フォークリフト運転業務従事者の講師養成研修の修了者となる。なお、詳細については、別途、通知する。

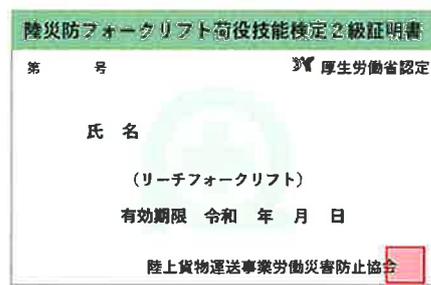
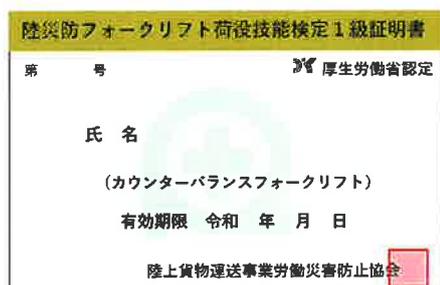
第3 フォークリフト運転業務従事者講習の受講勧奨について

これまでのフォークリフト荷役技能検定合格証は、5年間の有効期限を定めた上で、フォークリフト運転業務従事者講習を受講することを更新の要件としてきたが、「団体等検定」の認定を受けた検定では、合格証の有効期限を定めることができない。

そこで、検定合格者のフォークリフト運転業務従事者講習の受講を勧奨するため、陸災防独自事業として本検定の合格者に対し、検定合格証とは別に、有効期限が記載されたプラスチックカード式の検定1級及び2級証明書を交付することとする。

当該検定合格証明書を携帯することで、荷主先等でも検定合格者であることが証明でき、顧客アピールにも活用できる旨を広く周知することにより、フォークリフト運転業務従事者教育の受講を促すこととする。

なお、検定1級及び2級証明書は、有効期限までにフォークリフト運転業務従事者教育の受講証明証を添えて、随時更新申請ができるものとする。



第4 支部における技能検定受検対策講習等の実施について

支部において、検定合格に向けた実技講習会を実施することができる。

当該講習会を計画する場合は、以下に留意すること。なお、令和7年度に開催を計画する場合は、事前に本部技術管理部まで情報提供を行うこと。

- (1) 実技講習会の実施は、技能検定実施日の2カ月以上前までとすること。
- (2) 実技講習会の講師には、技能検定審査員を充てないこと。

第5 助成金制度について

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度である。

団体等検定を受検するための訓練等がこの助成金の支給対象となるので、当該助成金の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[助成金コース詳細](#)

陸災防フォークリフト荷役技能検定

旧検定合格者受検申請書

フリガナ					
氏名					
細目	級	1級 ・ 2級	受検年度	平成	年
	受検した都道府県		合格証番号	第	号
勤務先 (右記欄に記入された宛先へ関係書類等を送付します。個人で受検された方はご自宅の住所をご記入ください)	住所	(〒 -)			
	名称	TEL(- -) FAX(- -)			
請求書送付先 メールアドレス (メールアドレスが無い場合のみ、送付先住所記載)					
5年以内に受講した「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」の修了証を貼付してください。なお、同教育に準じた社内教育の証明でも可ですが、その場合はカリキュラム及び受講した教育記録を添付してください。(申請の日前5年以内の合格者については添付不要です。)		添付箇所			

年 月 日

申請者氏名

※ 現在所持している合格証の写しも、申請書と併せて送付ください。

※ ご記入いただいた個人情報は、受検申請者への連絡、合格証交付等のために利用いたします。



第 号

厚生労働省認定

陸災防フォークリフト 荷役技能検定 級

陸上 貨物 殿

あなたは当協会実施の陸災防
フォークリフト荷役技能検定
級(フォーク)に合格
したことを証します

令和 年 月 日実施

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

会長 齋藤 充

